

第3回 田辺市新庁舎建設工事等発注方法検討委員会

会議録

第3回 田辺市新庁舎建設工事等発注方法検討委員会

■日 時 令和2年6月11日(木) 午後2時20分～午後3時15分

■場 所 和歌山県JAビル 11-A会議室(和歌山市美園町五丁目1番1号)

■出席委員 5名

高 砂 正 弘 委員

岩 本 安 昭 委員

田 元 輝 彦 委員

明 石 和 也 委員

林 誠 一 委員

■欠席委員 0名

■事務局	総務部	理事	中 西 達 彦	
		理事	桐 本 達 也	
	総務課	新庁舎整備室	室長	竹 中 孝 雄
			参事	音 窪 克 保
		計画係長	原 弘	
		企画員	岡 本 浩 明	
	契約課		契約係長	岡 本 圭 介

【午後2時20分 開会】

(高砂委員長)

それでは、少し時間が早いですがけれども、ただ今から、田辺市新庁舎建設工事等発注方法検討委員会を始めさせていただきます。

本日、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

会議の前に、事務局から連絡事項をお伝えいただけますでしょうか。

(竹中新庁舎整備室長)

まず、追加の資料について、ご説明させていただきます。

追加の資料につきましては、資料9-(7)といたしまして国土交通省の「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」の抜粋を皆様のお席にお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、前回の会議において、検討内容については報告書に取りまとめるとし、本日、議論をいただく総合評価方式を除き、これまでの議論を踏まえて報告書(案)を取りまとめ、高砂委員長の了承の下、報告書(案)を事前に委員の皆様にお送りさせていただいておりましたが、本日、あらためて、お席に用意しておりますので、こちらにつきましても、ご確認をお願いいたします。

連絡事項については、以上でございます。

(高砂委員長)

ありがとうございます。

まず、事務局からの連絡事項について、何かご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

[委員より質問なし]

(高砂委員長)

なければ、本日の議題に入りたいと思います。

本日の議題は、総合評価方式についてなので、事務局のほうから説明をお願いします。

(桐本理事)

事務局の桐本でございます。

それでは、本日の議題、総合評価方式について、ご説明いたします。

地方公共団体の本庁舎は、日常的に多くの市民が訪れる施設であるとともに、ひとたび大規模災害等が発生したときには災害対策本部として、また、災害復旧の中心拠点として機能しなければなりませんので、十分な耐震性をはじめとして、日常の使い勝手の良さやメンテナンスのしやすさなど、様々な角度からの要求に応えられる施設づくりを目指さなければなりません。

こうしたことから、新庁舎新築工事の発注に当たっては、工物品質の確保を重要な3つの観点の1つとして位置付け、これまでの本委員会において、入札参加候補者の資格要件

等をご検討いただき、一定の方向性を固めていただきました。

昨今の公共発注は、入札の結果もさることながら、そのプロセスも注目されるようになっており、申すまでもなく、関係法令等に基づいた適切な発注のプロセスを経なければなりません。

これまでの本委員会でご検討いただきました入札参加候補者の資格要件並びにJVの結成方式等は、いわば、発注のプロセスのうち、入口の部分と終盤の部分のルールになると考えています。残る中盤のプロセスとして、落札候補者の決定方法をどうするかという点について、工事品質の確保、あるいは入札の公平性の確保の観点から、本日ご検討をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、公共工事における落札者の決定方法についてですが、これは大きく分けて価格競争方式と総合評価方式があると認識しております。

価格競争方式は、従来から行われている方式で、一定の仕様書に基づき、最も安い価格を提示したものが落札者となる方式です。

他方、総合評価方式につきましては、委員の皆様は既によくご存知のことと思いますが、僭越ながら私の方から概略をご説明させていただきます。

国土交通省が発行している「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」によりますと、総合評価方式とは、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価し、評価値が最も高いものが落札者となる方式で、この方式を採用することにより、次の5つのメリットがあるとされていることから、国や県だけでなく全国の自治体の工事発注の際に採用が進んでいます。お手元に配布させていただいている総合評価実施マニュアルの2ページをお開き願います。中段以降を読ませていただきます。

総合評価方式には次のようなメリットがあり、これにより、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されます。

1. 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備をおこなうことができます。

2. 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができます。

3. 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。

4. 価格と品質の2つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。

5. 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進します。

と記されております。

次に、田辺市における落札者決定方式の現状についてご説明いたします。田辺市における

公共工事の発注は、ここ数年、価格競争方式のみにより行っており、その中で、ダンピング受注を防ぐために、工事の価格帯により最低制限価格制度又は低入札価格調査制度のいずれかを導入しています。

ただし、平成 19 年度から 24 年度にかけて、規模の大きな土木工事や特殊な技術を要する内装展示工事など計 11 件を、和歌山県のご支援を受けながら試行的に総合評価方式を採用しています。

しかし、近年、特殊な技術を要する工事等がなかったことから、総合評価方式の採用を見合わせております。

続きまして、ご検討の参考といたしまして、新庁舎新築工事の発注における落札者決定方を仮に総合評価方式とした場合の課題と対策についてご説明させていただきます。

現時点で想定される課題といたしましては、3つございます。

1 点目として、ここ数年総合評価方式を採用していない田辺市が、適切な評価項目を設定することができるのかどうかという点です。

2 点目として、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項に規定される学識経験者の意見聴取が挙げられます。具体的に申しますと、地方自治体が総合評価方式で落札者を決定する際又は落札者決定基準を定めようとするときは、価格以外の評価項目の設定や評価が発注者によって恣意的に行われることのないように、あらかじめ学識経験者からなる委員会に諮り意見を聞かなければなりませんので、この学識経験者の意見聴取をどう行うのかということですが。

3 点目として、総合評価方式は、価格競争方式に比べて落札者の決定に要する時間が掛かるので事業全体の進捗に影響が出ないのかという点です。

以上の想定される 3 つの課題に対し、その対策をご説明いたします。

国や県は、入札事務の基盤が弱い市町村に対し、総合評価方式の採用を促進するために国が定めた品質確保促進ガイドラインに基づき、様々な支援体制を整えてきております。特に和歌山県は、総合評価方式に不慣れな市町村に対し、事務的な支援を行ってきた実績が豊富で、先日も県の技術調査課に相談しましたところ、田辺市が新庁舎の発注にあたり総合評価方式を採用するのであれば、評価項目の設定方法などの支援をいただけると聞いております。

また、国土交通省近畿地方整備局におかれましても公共建築相談室が設けられており、市町村等が公共施設を整備するに当たっての各種支援がなされる体制が整えられております。したがって、この点については特段の問題はないと考えております。

2 点目の学識経験者の意見聴取についても、和歌山県は、県下の市町村がより総合評価方式を採用しやすくなるようにとの理由から、県が設置している和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を市町村も利用できるよう配慮していただいております。定期的に開催される委員会に日程を調整するだけで、この問題は解決できると考えております。

3 点目の落札候補者の決定に時間が掛かり事業全体のスケジュールに影響が出ないかと

いう点については、特に標準型の総合評価方式を採用する場合などで、具体的な技術提案を求めるとなりますと、応札者側はその提案を考案するために一定の時間が必要になりますし、発注者側も出された技術提案を評価するために一定の時間を必要とします。しかし、これまでの本委員会でご検討いただきましたとおり、本市の新庁舎は、既存建物の解体工事と新庁舎の新築工事とを分離発注する方針が固まっておりますので、解体工事の工期内で新築工事の発注手続きを終えればよいということになり、総合評価方式の採用により発注手続きに時間を要したとしても全体の事業スケジュールには特段の影響は出ないものと考えております。

こうしたことから、新庁舎の新築工事において総合評価方式を採用することになれば、複数の課題が想定されるものの、いずれも対応は可能であると考えております。

以上、ご説明させていただきました内容を考慮していただきまして、ご検討をいただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(高砂委員長)

ありがとうございます。

ただ今、事務局から総合評価方式について、説明がありましたので、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

A委員、いかがですか。

(A委員)

国の方も、総合評価方式を行っているのですが、私のほうからは、今の説明とは少しかぶるところはあるのですが、総合評価の目的と我々が総合評価方式を進めていくうえで注意している部分について少しお話をさせていただきたいと思います。

目的のほうですが、今ほどお話がありましたが、従来の競争入札を行ってきたのですが、技術力を持たない業者が低価格の応札をしてきまして、その結果、不良工事が発生することがありましたので、その防止策であったり、あと低価格での工事のため、結果的に労働者へしわ寄せがいて、建物の品質の低下が発生する。そういうことを踏まえまして、この総合評価方式というのは、公共工事における品質の確保のために民間企業が有する高い技術力等を有効に活用するということを目的といたしまして、価格や品質を総合的に優れた内容の契約となるように導入したものであるということです。

そこで、いろいろと進めていく中で、うちのほうが実際に注意している部分について何点かお話をしますが、一つは技術提案があった際、先ほどもお話がありましたが、発注者が適切に評価できるのかということが重要になってきます。例えば、その場合、評価基準を作り、それに基づいて進めていくということを行っているところです。

2つ目ですが、オーバースペックの考え方です。具体には、図面に記載が無いような過大なスペックを提案してきた場合はそれを評価しない。これは、オーバースペックの提案によって、結果的に下請け業者や労働者にしわ寄せがいくことになり、建物の品質の確保につながらないという考え方がございます。そういう内容については評価しないということ为国

は行っています。

もう1点ですが、これは発注した後なのですが、提案した技術提案がきちんと履行できているかどうかというところを施工の段階で確認をするということを行っています。もし履行できていないという場合については、罰則ということで対応しています。

以上、多少いろいろ細かい事もありますけれども、そういうことに注意しながら進めていかないと、せっかくの総合評価方式が結果としてうまくいかないこともありますので。

(高砂委員長)

ありがとうございます。

では、B委員、どうでしょうか。

(B委員)

はい、私どもの方でも総合評価方式を行っておりまして、実際、過半のものが総合評価方式といわれるもので行っておりまして、かなり小さい工事については行わないということになっております。

その上で、総合評価方式といっても、過去の工事成績の点数であったり、技術者数であったりを求める簡易的なものと、それから、具体的な提案を求めていく標準的なものがあり、建築関係の場合について、簡易的なものは3000万円以上、標準的なものについては1億円以上となっています。

それで、評価については、A委員がおっしゃっていたように、オーバースペックや提案の履行にも注意していることも事実でありまして、そこをどうしていくかを考えなければならぬと思います。

まず、事務局からあったように、総合評価審査委員会によって客観的な学識経験者の意見をいただく。そういったことをやっていただき、評価の公平性確保が望ましいのですが、どの程度の総合評価の提案を求めるのかというのは工事の内容によるものだとは思いますが、簡易方式では評価するのは時間がかからない訳ですけれども、今回の事業では規模も大きいので、外部委員の意見を聞きながらまとめられてはいかがかなと思います。

それと、今回の工事は分離発注ということをお聞きしていますので、建築、電気設備、機械設備と工事を分けた場合、建築の場合は割と提案をしてくる内容が多い場合があるのですが、電気、機械設備工事となりますと、技術提案を求めますけれども、なかなか求めるような提案が出てこない傾向もありますので、そのへんは十分内容についてはご検討いただくのがよいのかなと思います。

(高砂委員長)

電気設備と機械設備についてもやはり総合評価方式を使った方がいいという判断でしょうか。

(B委員)

うちの方では使っていますが、そのやり方については、スケールであったり、内容によって十分に設定する。それと、今回でしたら、提案する方がどれほどこの方式に慣れていたら

しゃるのか分からないところもありますので、オーバースペックにならないようにと国もやってらっしゃるとお聞きしましたがけれども、我々も同じようにオーバースペックになるような、例えば、梅に設定しているものを竹に上げたとしても、それを評価するわけではないので、その辺のところを十分情報提供していくことと、入札に応募される方の状況も考えてやられるのがよいと思います。

(高砂委員長)

1つ聞きたいのですが、総合評価方式を検討しているのですが、これについては、新築工事と解体工事があるのですが、解体工事は該当しないでしょうか。

(桐本理事)

解体工事につきましては、従来の価格競争方式でいきたいと考えています。

(高砂委員長)

では、新築工事について協議をするということですね。

(桐本理事)

そうです。

(高砂委員長)

はい、分かりました。

では、法律的な観点から、C委員のお考えをどうぞ。

(C委員)

皆さん十分ご存じだと思いますが、この方式自体は地方自治法施行令に位置付けられておりまして、特段法律上いかなという理屈はないわけでありまして、何例か大阪で関与したことがあります。やはり、上手いこと作ろうとすると、評価項目の設定の仕方と具体的な評価、点数の付け方で、例えば文化ホールのような意匠を要するようなものと、この市役所のようなむしろ意匠よりも機能性と耐震性等を重視するような、その目的によってオーバースペックだと価格が高くなるし、あまり過度に技術提案を求めると入札する方もきついで、それほど無理にならない範囲で、和歌山県の総合評価審査委員会のシステムをお使いになるということですので、それほどまあ普通にできるのかなと。特別なものがあるのですよね、例えば巨大な体育館を造るとかで、私は委員をしたことがありますけども、そういうものまでいかに普通にすつとやられるということであれば、適切な方式だと思います。地震を想定しているので、万が一にも手抜き工事があるといけないので、価格だけの競争では怖いかなと思います。特に法令的な問題は十分クリアできると思います。

(高砂委員長)

ありがとうございます。

他何かございましたら。

[委員より意見なし]

(高砂委員長)

今、お三方のご意見をお伺いいたしまして、落札者の決定方式につきましては、総合評価

方式がよろしいのではないかというふうにお聞きしたのですけれども、それでよろしいでしょうか。

〔委員より意見なし〕

(高砂委員長)

はい、ありがとうございます。

落札者決定方式につきましては、本委員会としては総合評価方式を採用するとの結論といたします。

総合評価方式について、皆さんからいただいたご意見も報告書にまとめることとなりますが、報告書については、次の議題でご意見をいただきたいと思いますので、最後に全体とおして検討内容について、ご意見はございますか。

(D委員)

よろしいですか。

(高砂委員長)

どうぞ。

(D委員)

今から、少し時間をいただき、意見を述べさせていただきます。

まず、新庁舎建設工事等の発注方法について、多くのご検討をいただき、ありがとうございます。

それでは、地域経済の振興の観点から J V の構成員数について、意見を述べさせていただきます。

資料一 8 として皆さんのお手元でございます現在の田辺市建設工事等共同事業体取扱要領には、第 3 条第 2 号に「構成員は原則として 3 者以内とすること。」とされています。

前回の会議での検討いただきましたとおり、地域経済の振興の観点から、J V の代表者以外の構成員は市内業者に限定するとし、市内業者の参画を容易にする方策として、本事業に限っては、出資比率を緩和することが必要であることを議論していただきました。

しかしながら、市内業者の技術力の向上、育成、公共工事の担い手の確保、また、将来の新庁舎の修繕やメンテナンスを考慮した場合、より多くの市内業者がこの新庁舎建設工事に携わっていただきたいと考えております。

より多くの市内業者が携わることにより、J V 代表者のノウハウを吸収し、市内業者の技術力を高め、そうすることで、市の公共工事の品質向上につながるるとともに、今後の修繕などメンテナンスについても、新庁舎を深く理解している市内業者が複数いることが、新庁舎を 50 年、100 年と長く使っていくことに当たり、より有利にはたらくものと考えております。

つきましては、本事業に限り、通常の J V の構成員数を 3 者以内としているものを 3 者に限定してはどうかと考えております。

このことにより、市内業者 2 者が確実に携わることができ、地域経済の振興の観点から、

より多くの市内業者が新庁舎建設工事に携わることができることになると考えておりますので、ご意見をいただきたくよろしくお願いたします。

(高砂委員長)

はい、ありがとうございます。

ただいまD委員から、J Vの構成員数、構成員の数について意見がありました。

現在の田辺市のJ V取扱要領によると、J Vの構成員は原則として3者以内とする。つまり、J Vの代表者以外の市内業者は1者もしくは2者としておりますが、D委員から地域経済の振興の観点から本事業に関しては構成員数は3者に限定する。つまり、J Vの代表者以外の市内業者2者が確実に携わることができるようにとの意見がありました。この意見について、検討したいと思います。

皆さん、いかがでしょうか。

(B委員)

対象となる業者数はどれくらいですか。

(D委員)

構成員となる田辺市内の業者は■■■■でございます。

(高砂委員長)

建築ですね。

(D委員)

はい。

(高砂委員長)

建築が■■■■、電気設備が■■■■、機械設備が■■■■ですね。

これくらいの数があれば、2者選ぶことができないこともないかなと思いますが。

(B委員)

そうですね。これ、事後J Vですね。

(高砂委員長)

はい、事後J Vです。

(C委員)

事後J Vで、メインの代表者が1つと、あと2つ地元業者ということが考えられるのですね。

メインの上でこの2つということはないのですか。この書き方だと非常に微妙でして、要するに市内業者2者と書くのですかね。

この要領は3者と何のしほりもなく書いてあるだけなので、表現の仕方として。

J Vの代表者以外の構成員が1者だと、メンテナンス等が将来的に危ないという考え方から2者で、より保険を掛けようという考え方と理解すればいいのですかね。

(高砂委員長)

何かネガティブな意見はありませんかね。

(C委員)

3者にするとまずいのですか。2者に限定する考え方の根拠はあるのですか。

(D委員)

3者とした場合、構成員となれる市内業者は建築で■■■■であり、競争性であったり、組み合わせ数も限られてきますので、難しい点が出てくると思います。

(C委員)

競争性を確保する観点から、あまり多くてもいかんだろうから2者に限定するという理解でいいですね。

これは、機械設備や電気設備もこれでやるのですかね。

(桐本理事)

そうですね。JVの編成につきましては、建築だけでなく電気設備、機械設備の地元業者は2者、幹事会社があり、それ以外は地元業者が2者という形でいければと考えております。以前から検討いただきましたとおり事後JV方式ですので、幹事会社の応札はかなりの数が考えられますので、競争性はその段階で確保できているものと考えております。

(高砂委員長)

電気設備と機械設備については、対象業者が■■■■と■■■■ですよね、そのうちの2者となる訳ですよね。

(桐本理事)

今、ご意見がありました電気設備、機械設備につきまして、対象となる業者数がやや少ないという点もありますが、ただ、今回の地元業者2者を確実に入れることは、いわゆる地元業者の受注機会の確保という意味合いになりますので、建築につきましてはその方向がいいのではないかと考えております。あと、電気設備、機械設備につきましては基本的には同じように2者としていきたいと考えておりますが、状況によって、参加が十分見込めない可能性がある場合には、2者限定とするものを1者にしなければならない可能性もあるのかなど。建築については問題ないと思うのですが、電気設備と機械設備については、基本的には2者という形でいきたいと思っているのですが、検討している段階です。

(高砂委員長)

はい、ありがとうございます。

では、今、お話がありましたように、建築についてはJVの構成員の数を3者にするという事で、電気設備、機械設備については原則としては3者だけでも検討によって2者もあり得るということによろしいですか。

[委員より意見なし]

(高砂委員長)

事務局の方はよろしいですか。

(C委員)

競争性の確保と市内業者の状況と業者の継続性との3点を考慮すると、JVの代表者以

外の構成員の数は2者くらいに落ち着くということでしょう。理由付けとしては。

最初から2という、うっと思う人もいると思うので、その辺を配慮しながら、ちょうど2くらいが妥当な線かなと思います。

(高砂委員長)

では、そういう形にさせていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、報告書の取りまとめについてです。

報告書の取りまとめについては、円滑に議論をしていただけるよう委員の皆さんには報告書(案)を事前にお送りをさせていただき、内容をご確認いただいているところだと思います。

それでは、報告書(案)について、事務局のほうから説明をお願いします。

(竹中新庁舎整備室長)

それでは、報告書(案)についての基本的な考え方について、ご説明させていただきます。

この委員会の会議の進め方につきましては、事務局として、議論をすべき内容について、各回の会議の事前に、各委員にご説明をさせていただき、進めてまいりました。

第1回目は、新庁舎の建設用地内に存する既存建物の改修工事及び解体工事の発注方法に関することについて、新築・解体を一括発注とするのか、分離発注とするのか。第2回は、新庁舎の新築工事の発注方法に関すること。について、確実に工事品質の確保と入札の公平性の確保に加えて、地域経済の振興といった観点を考慮し、検討を行いましたが、それぞれについて、何について議論が必要なのか、そのポイントはどこであるかについて、各委員に事前にご説明をして、意見交換をさせていただきました。

その上で、論点やポイントについても、修正・整理しながら、資料とたたき台を作成し、会議の場では、それに基づいて、各委員に意見をいただき、場合によっては修正もしながら、進めてまいりました。

報告書(案)については、これまでの会議での議論を踏まえ、本委員会の設置に至る経過、検討項目、検討内容、検討結果を取りまとめております。

具体的には、報告書(案)の1ページには、「1. はじめに」として、本委員会の設置に至るまでの経過を記載しています。

次に、4ページからは、「2. 検討項目」として、検討項目は、本委員会設置要領にある(1)新庁舎の新築工事の発注方法に関すること、(2)新庁舎の建設用地内に存する既存建物の改修工事及び解体工事の発注方法に関することの2点であることと、関係する法令等について、記載しています。

次に、6ページからは、「3. 検討内容」を記載しています。

まず、6ページには、1)新築工事と解体工事の発注方法及び発注区分として、検討内容及び検討結果を記載しています。

8ページからは、2)新築工事の発注方法の検討内容について、記載しています。

新築工事の発注方法については、①工事品質の確保、②入札の公平性の確保、③地域経済の振興の3つの観点ごとにまとめています。

まず、①工事品質の確保については、8ページに、ア) 入札参加要件の検討内容及び検討結果を記載しています。

9ページには、イ) 落札者決定方式として、本日、議論をしていただきました総合評価方式について取りまとめて、入る予定となります。

次に10ページからは、②入札の公平性の確保について、ア) 入札参加候補者数の確保、イ) 市外業者の入札参加要件及び、ウ) J Vの結成方式についての検討内容及び検討結果を記載しています。

2ページには、③地域経済の振興について、記載されていますが、先程のJ Vの構成員数についての検討をしていただきましたので、それに伴い、検討内容を踏まえ、12ページ、13ページの修正(案)を用意させていただきました。

つきましては、修正(案)の12ページ、13ページをお配りさせていただきます。

12ページには、③地域経済の振興について、J Vの代表者以外の構成員にかかる参加要件についての検討内容及び検討結果を記載しています。

13ページには、4. 検討結果のまとめを記載しています。

検討結果のまとめとしては、解体工事では、

- ・解体工事は3階より上部躯体を分離し、市内業者に発注すること。

新築工事と改修工事については、

- ・入札参加者の要件として、必要な総合力及び施工能力の両方を求めること
- ・十分な入札参加候補者数を確保するため、市外業者に参加の枠を広げること
- ・市外業者の入札参加要件は、十分な入札参加候補者数を確保できるよう設定した上で、必要十分な総合力を求めること
- ・J Vの結成方式は入札後結成方式を採用すること
- ・J Vの代表者以外の構成員は市内業者2者に限定した上で、一定水準以上の総合力及び施工力を求めることとし、出資比率を緩和すること
- ・落札者決定方式は総合評価方式を採用すること

と、しています。

最後に、14ページからは、本委員会についてとして、委員名簿、経過、本員会の設置要綱を掲載しています。

報告書(案)については、高砂委員長の了承のもと、事前に委員の皆様にお送りさせていただいておりますが、報告書(案)について、委員の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

以上でございます。

(高砂委員長)

はい、ありがとうございます。

それでは、報告書（案）について、ご意見をお伺いしたいと思います。皆さん、いかがでしょうか。

（C委員）

今日配っていただいた12ページの方ですけれども、修正案の「JVの代表者以外の」とある下から6行目のところにある、さっき、構成員数について議論した点なのですが、「より多くの市内業者が携わることができるよう、2者とすることが妥当である。」とすると、さっきの3でもいいのではという議論が出てくるので、「競争性を確保しつつ」というような文言を入れないと、2に限定する理屈の根拠付けとしては不十分な気がします。

（竹中新庁舎整備室長）

そうしましたら、ご指摘のありました「より多くの市内業者が携わることができる」という部分につきまして、「競争性の確保」についても盛り込むような形で考えたいと思っております。

（高砂委員長）

他にいかがでしょうか。

A委員、いかがでしょうか。

（A委員）

はい、私もC委員からお話があったようなところだけ少し気になったのですが、先ほどお話がありました、電気設備、機械設備の話のところは今後検討とのお話ですので、その辺を検討いただいた形で表現を考えてもらえたらと思っています。

（高砂委員長）

はい、ありがとうございます。

B委員、いかがですか。

（B委員）

私もC委員からお話があったようなところだけ少し気になったのですが、先ほどお話がありました電気設備、機械設備の場合の話が今後検討ということですので、検討をいただいた形で表現を考えてもらえればと思っております。以上です。

（高砂委員長）

はい、ありがとうございます。

他ございませんでしょうか。

〔委員より意見なし〕

（高砂委員長）

では、皆さんからいただいたご意見について、報告書に反映すべきものについては、それを踏まえて報告書を修正することとなり、また、先ほど、議論をいただいた総合評価方式についても、報告書に取りまとめる必要がございます。この点については、いかがでしょうか。

（B委員）

最終的な取りまとめは、高砂委員長にお願いできればと思っております。

(高砂委員長)

それでは、委員長に一任というご意見をいただきましたので、いかがいたしましょうか。
よろしいでしょうか。

〔委員より意見なし〕

(高砂委員長)

それでは、報告書につきましては、皆様のご意見を踏まえ、最終的な文言の調整も含めて、私で取りまとめをし、委員の皆さんにお送りするとともに、市長に検討結果を報告させていただきます。

他に何かございませんか。

(A委員)

一点だけですが、この報告書を取りまとめたうえで市長のほうに報告というお話がしましたが、その具体的な取り扱いについてはどうなのでしょう。

(竹中新庁舎整備室長)

はい、報告書につきましては市長にご報告いただく形となっております。その後、本市の議会の新庁舎整備及びまちづくり等特別委員会において、この報告書の内容について事務局の方から説明をさせていただければと思っております。その報告が終わった段階で、一般にホームページ等により公開するという形を考えておりますので、それまでにつきましては、取り扱いについてはご注意をお願いいたします。

(B委員)

具体的にはいつぐらいの想定になるのでしょうか。

(竹中新庁舎整備室長)

次第の「その他」のところでご報告する予定にしておりましたけれども、今考えている予定では、6月24日に高砂委員長のほうから市長に報告をいただきたいと思っております。その後、市議会との調整に入りまして、6月議会の最終日が7月7日となっております。そのあたりを目途に特別委員会のほうへ報告したいと思っております。

(高砂委員長)

はい、それでは大体出尽くしたかなという気がしますので、本委員会で議論すべき内容はこれで以上となります。

最後に、私から一言、閉会にあたって挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、また、新型コロナによりまして集まりにくいところ、会議にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。素晴らしいご意見をいただきまして予定の議事を終えることができました。いただいたご意見を整理し、6月24日に、先ほど説明がありましたが、市長に報告をさせていただく予定です。まだまだこれからですが、新庁舎が順調に工事を終えて、市民を幸せにできる建築となるよう祈っております。どうもありがとうございます。

事務局から何かございますか。

(竹中新庁舎整備室長)

それでは、閉会に当たり、副市長の林よりご挨拶をさせていただきます。

(林副市長)

本委員会の閉会にあたり、委員の皆様へ一言、お礼申し上げます。

委員の皆様方には、大変ご多用にもかかわらず、1月の第一回目の会議から本日の第3回目の会議まで、ご出席を賜り、新庁舎建設工事等の発注方法について、ご検討いただきましたことに、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

新庁舎の整備は、本市においても過去に類のない規模の工事であることから、委員会での議論を十分に踏まえ、周到な準備をして進めてまいりたいと存じております。

つきましては、委員の皆様方には、今後の新庁舎整備事業においても、お力添えを賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

長きにわたり、ご検討をいただきましたことにお礼申し上げます。

本当にありがとうございました。

(高砂委員長)

ありがとうございました。

これをもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【午後3時15分 閉会】

※黒塗り箇所は、非公表の情報を含むため、非公開とする部分です。